

平成 29 年度第 1 回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会議概要

- 1 開催日時 平成 29 年 5 月 30 日（火）午後 2 時 00 分～午後 3 時 50 分
- 2 開催場所 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ） 3 階 大会議室
- 3 出席委員 浅利 義弘 委員、出雲 祐二 委員、加川 幸男 委員、桐原 郁子委員、坂本 浩司 委員、佐藤 秀樹 委員、杉本 正 委員、三浦 裕 委員、村上 秀一 委員、八木橋 ひろみ 委員、安井 真木子 委員、山内 了介 委員
《計 12 名》
- 4 欠席委員 工藤 昭 委員《計 1 名》
- 5 事務局 福祉部長 能代谷 潤治、福祉部理事次長事務取扱 舘山 新、福祉部参事福祉政策課長事務取扱 福井 直文、福祉部参事高齢者支援課長事務取扱 加福 拓志、福祉政策課副参事 白坂 孝志、高齢者支援課主幹 柳谷 勝治、福祉政策課主査 小山内 孝育、福祉政策課主事 澤田 恭介、福祉政策課主事 寺島 智史
《計 9 名》
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 委嘱状交付
 - 3 福祉部長あいさつ
 - 4 組織会
 - (1) 分科会長の選出
 - (2) 分科会長職務代理者の指名
 - 5 案件
 - (1) 青森市地域福祉計画推進事業 平成 28 年度取組状況について
 - (2) ボランティアポイント制度の創設について
 - 6 閉会

7 議事等要旨

組織会（1）分科会長の選出

司会が分科会長選出までの間、議事進行を行った。

杉本委員から出雲委員の推薦があった。

出雲委員が全委員異議なく全会一致で、分科会長に選出された。

分科会長 出雲 祐二（青森県立保健大学 教授）

組織会（2）分科会長職務代理者の指名

出雲分科会長から、坂本委員が分科会長職務代理者に指名された。

分科会長職務代理者 坂本 浩司（青森市PTA連合会 事務局長）

案件（1）青森市地域福祉計画推進事業 平成28年度取組状況について

〔資料1参照〕

事務局より説明があった。

意見、質疑応答

- 地区カルテを活用した地域福祉の推進にあたり、施設関係者も参画させ、情報を共有しながら進めることが地域福祉計画の理念と合致すると考えるが、地区カルテの活用という部分で、具体的に進んでいるのか。
- ・（事務局）平成28年度取組として、まずは、各地域の資源や市が把握している情報等を盛り込んだ地区カルテの基礎を作成したものである。今後、地域支え合い推進員等が各地区を訪問し、各地区の問題点等に関してご意見等をいただくとともに、その解決に向けた取組を実施する際には、施設関係者を含めた各地域の皆様のご協力をいただきながら進めたいと考えている。

- 実際に地区カルテを作成しても、関係する人たちが情報を共有し、連携して活動を進めないと意味がない。この1年間は、地区カルテを作成し、その情報を提供したので、もう少しスピード感を持って取り組んでいただきたい。
- ・（事務局）今後、各地区での取組を、スピード感を持って進めていきたい。

- 地域の中には個人、集団、地域組織という3つの視点がある。地区カルテを、この3つの視点から整備、検討をすることで、一つの大きな目標、方向付けができること

考える。

- 市では「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を策定したが、地域福祉計画との関連について確認したい。また、地区カルテについても、障がい者に関する掲載があるのかということも確認したい。
- ・（事務局）この地域福祉計画は、地域の中で障がいのある方や高齢の方など、誰もが住み続けていくためにという考えの下、今、お話いただいた条例や、「障がい者総合プラン」、「子ども総合プラン」などの計画と連携を図りながら推進していく。条例の普及啓発なども、地域と繋がりながら行っていかなければならないものと考えており、今後、この地区カルテの地域事情に応じた更新や、これを活用した活動等を行っていく。

- 私たちは、他の専門分科会にも所属しており、そこで話し合われた内容や主張が、この地域福祉計画関係に生かされていないのではないかという疑問が残る。委員たちが、自分の組織の不満や要望を持ち込み、話し合いの中で地域の未来像ができてくると思う。

- 作成した地区カルテの内容について地区で説明会を開きたいという連絡が各地区の社会福祉協議会に来ている。今後、町会長や民生委員と一緒に説明を聞き、知識を高めた上で、各地域における地区カルテ活用や運用の仕方などについて協議していきたいと考えている。

- この地区カルテの活用にあたっては、地域の人たち一人一人が意識を持たなければ、生きてこない。地区カルテの意味について、意識を持ったり考えたりする機会も少ないと考える。地域の方々に対し、地区カルテについてももう少し考えていただけるようアピールや普及啓発等が必要だと思ふ。

- カルテというものは、いろいろな病状や情報を置き、その情報に基づいてしっかり診断し、治療方法を記録していくということが重要であり、地区カルテにおいても、掲載している情報に基づき、地域における共助に関する方針を打ち出すということが重要である。それぞれの団体においても地区の社会福祉協議会の会議や座談会などに参加し、情報の共有を図るよう呼びかけていただきたい。その上で、青森市のそれぞれの地区が、どのような方針で、どのように地域福祉を組み立てていくのか期待したい。

- 情報をもって、それをそれぞれの専門性を持ち寄り、カンファレンス（会議・協

議) をする中から具体的な解決策が見つかる。地区カルテを活用した具体的な活動を進めていただきたい。

案件(2) ボランティアポイント制度の創設について〔資料2参照〕
事務局より説明があった。

意見、質疑応答

- ボランティアポイント制度というのは、考え方としてとても貧しいと考える。地区カルテにより、今まで見つけることができなかった支えを必要とする人たちを支えることが私たちの役割だと思うが、ボランティア活動に対するポイントが、年間で50ポイント貯まると、例えば5千円くらいの商品券等が貰えるという考え方の中で、これが地域福祉計画の推進に繋がるのかお聞きしたい。
- ・(事務局) 地域福祉計画の策定にあたり、市民の皆様アンケート調査を行ったところ、「ボランティアや地域の活動等を担っていただける方が少なくなっている」、「担っていただける方を確保することが難しくなっている」という意見があった。また、「ボランティア活動をしたいが、どうしたらいいのかわからない」という意見もあったので、ボランティア活動に対する張り合い又は活動を始めるきっかけ作りの一つになればと計画策定時からこのボランティアポイント制度の創設は考えていたものである。
- このボランティアポイント制度は良いと思うが、ボランティアポイント制度や地域福祉サポーター登録制度を創設する経緯についてお聞きしたい。
- ・(事務局) 地域福祉計画策定にあたり、地域団体の皆様用等から、アンケート調査によりいただいた様々なご意見や行政課題などを整理させていただいた。その中で、ボランティアの活用を図っていくために、地域の中でこのようなボランティアがほしい、こういった時にボランティアしていただきたいというニーズと、自分たちが地域の中でできることをボランティアセンターに登録し、マッチングを行うこととし、これを、ボランティアセンターの強化ということで地域福祉計画の重点目標に掲げたところである。また、ボランティアを受ける側の心象的な負担軽減や行う側の動機付けといった意味もあり、ボランティアポイント制度及び地域福祉サポーター登録制度の創設を重点事業として掲げたものである。
- 今日の説明のうち、どこまでが確定事項で、どこが協議事項か分からない。

- 障がいのある方について、事業所等に通って活動している方より、引きこもっている方が圧倒的に多く、それが、家族にとって負担が大きく悩みも深いということで、何か外に出るきっかけがほしいという希望があった。このボランティアポイント制度については、ささやかなお手伝いでもいいから、障がい者のある方が外に出て社会と繋がるきっかけになるのではないかと非常に期待しており、制度創設に賛成している。

- ボランティアポイント制度を創設するのであれば、今、自分は動けるのでボランティアを行い誰かを支える。でも、動けなくなったときには同じように支えていただけるようなポイント交換の仕組みはないのか。商品券やバスカードなどだけでなく、ポイントの貯め方や利用の仕方を工夫できるのではないか。

- ポイントを商品券等に還元するだけでなく、ボランティア貯金のように寄付していただくというのも一つの方向だと思う。ボランティアポイント制度という新しい制度を作ることによって、皆さんに関心を持っていただくとともにボランティアをしたい人とそれを望んでいる人をしっかりと結びつけるということの起爆剤になるのではないかと考えている。ボランティアの動機や手法などは多様だと思うので、いろいろ工夫いただきたい。また、ボランティア活動を掌握していくことは、かなり大変な業務であると思うので、これも工夫していただきたい。
 - ・(事務局) まずは、この制度の立ち上げ、ボランティアきっかけ作りを行うとともに、制度の運用については、他の自治体の取組等も参考にしながら、今後、進めてまいりたい。

- ボランティアを本当に好きでやる人もいれば、躊躇する人もいる。この制度を進めることによって、ボランティア活動に参加する人も増えてくると思うし、ポイントについては、様々な使い道がある。非常に良い制度だと思う。

- ポイント制度というのは、きっかけ作りとしてはいいが、大手を振って賛成というわけではない。現在、小・中学校ではどこの学校も教育の一環としてボランティア活動を行っている。家庭に帰ってきて、親はボランティア活動でポイントを貰えるのに対し、子どもたちはそのようなことがなく、家庭内でのギャップが生まれるのではないか。
 - ・(事務局) 小・中学校での、教育の一環としてボランティア活動は、大変大事なことと認識している。ポイントを付与し、商品券等への還元という形をもって完成ということでは考えていない。他の自治体等の取組等も参考としながら、進めてまいりたい。

- ボランティアをして貯めたポイントを、商品券やバスカードなどよりも、例えば福祉政策の何かに寄付するとか、子どもがいる方だったら、児童施策の何かに寄付するといったやり方もあると思う。
- 地区カルテの考え方を踏まえると、このボランティアポイント制度も地域づくりに繋がるボランティアの育成というところが大事。地域の中では、ちょっとした困りごと、ゴミ出しや玄関の前の雪片付けをやってもらって、近所の人にお礼をしているなどが非常に多い。助け合いに繋がって、地域に貢献して、そのことがポイントになるといった、地域の中に入り込んだポイント制度にしていきたい。
- 今、健康づくりということで、介護予防や高齢者の「閉じこもり」、「引きこもり」の方をいかに引き出すかなど、様々な問題が地域に点在しているので、介護予防などの保健の部門でのボランティアも取り入れていただき、地域づくりに貢献していただきたい。
 - ・(事務局) 現在、行われている健康づくりサポーターなど、もちろん、これらも対象事業として検討している。ボランティアポイント制度は、現時点で立ち上げの段階なので、対象事業についても、今後、検討してまいりたい。
- 保健、医療、福祉は一体であり、制度を考える際には、医療や保健も福祉から離せない。そこを念頭に入れ、幅広く見ながら議論或いは政策を進めていただきたい。
- ポイントを付与する活動の中で高齢者のみや障がい者のみの家庭を訪問し、孤独感の解消や安否確認を行なう事業もあるが、訪問の際の活動時間やポイントの確認については、誰が行うのか。
 - ・(事務局) 高齢者の方を訪問して、話し相手になるといった事業等であれば、概ね1時間ということになり、それを、例えば地区の社会福祉協議会の方や事業の依頼主の方に確認いただくなどを考えている。
- 個人の家に行くということは、仲良くなってしまえば、いくらでも不正ができると思う。個人宅でのボランティアは、人間関係にも影響を及ぼすことがあるので、そのような点にも配慮しながら制度を創設してほしい。
- ボランティア手帳の活動記録は、誰が承認しスタンプを押すのか。
 - ・(事務局) 現時点においては、ボランティアセンターが団体にボランティアを依頼することを想定しているので、依頼主である団体にボランティア手帳を預け、団体

から活動を行う個人に手帳を渡してもらい、活動の確認及び押印については、団体に行っていただくことを考えている。活動をするのは個人になるので、いただいたご意見等も踏まえ、配慮をしながら、この制度の手法等を検討してまいりたい。

○ボランティアを行った後に、スタンプをもらいに団体に行かなければならないのは大変である。ボランティアを行った現場でスタンプをもらうのが良いが、そうになると、先ほど言ったとおり不正が起きるかもしれない。

・(事務局) 事業内容によっては、活動内容として、いつ行って、何を行ったかというのをきっちり把握するのが難しいこともある。その場合は、活動をした方の申告を踏まえて、事業主や依頼主がスタンプを押すということもあろうかと考える。

○ポイントを貯めるために活動を行ったり、不正を行うということは、ボランティア制度そのものを傷つけてしまう。モラルを持って支え合わない限り、ボランティアが成り立たないということをよく説明して活動してもらうなど、工夫をしていただきたい。また、ボランティア事業の内容についても、保健部門に加え介護予防や疾病予防などの予防部門に係る事業へも広げていただきたい。